

戸籍謄抄本等交付申請書（郵送請求用）

- ・ 戸籍等を使用されるご本人様が記入し、申請してください。
- ・ □には該当のものに✓をしてください。

手数料不足になりますと、追加で手数料をいただくまで、必要な戸籍等が送付できません。ご注意ください。

米子市長 様

■ 申請者 ※申請者住所および返信先は住民票の住所をお書きください。

令和元年 5月 1日

住所	鳥根 都道 松江市〇〇町123番地 府 県		
氏名	淀江 花子	連絡先	※昼間に連絡のつく電話番号 090 - 1234 - ****
生年月日	大正 昭和 平成 令和 43年 2月 1日		

■ 何が必要ですか？

本籍	鳥取県米子市 加茂町1丁目1番地	謄本 (全部事項)	抄本 (個人事項)
筆頭者氏名	朱子 太郎	除(原戸)籍	750円/通 1通
必要な方の氏名	朱子 次子	戸籍の附票	350円/通 1通
必要な方からみてあなたは	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)	身元保証書	1通

出生から死亡までなど申請内容によっては、複数通になることがあり、手数料もその分かかります。

戸籍の改製や新戸籍編製で、複数通になることがあり、手数料もその分かかります。

最近2週間以内に戸籍の届出をされたか
____月____日に、出生 死亡 婚姻 離婚 その他()の届を____に提出

- ・ 米子市では平成16年1月27日、旧淀江町では平成14年12月7日に戸籍及び戸籍の附票を電算化のため改製しました。それ以前のは改製原戸籍になります。

■ 使用

- ・ 使用目 戸籍届出 パスポート 相続 年金 その他()

- ・ 特記事項 (例1: 年金手続きのため母〇〇の死亡の記載 例2: 廃車手続きのため平成△年頃◇市から現在までの住所のつながり)

相続登記手続きのため昭和△年▲▲市から死亡時までの住所のつながり

☆相続などで戸籍が必要な方は、わかる範囲でご記入ください。

(米子市の戸籍で続柄の確認が取れない場合など、それが確認できる戸籍のコピー等をご添付いただく場合があります)

(続柄 母 氏名 朱子 次子 生年月日 昭和12年 3月 4日) が死亡したことによる手続きで、

____ 歳から ____ 歳までのものが ____ 組

出生から死亡までのものが 1 組

- ・ 出生から死亡までの戸籍は、死亡者の戸籍の流れによって、複数通になります。
- ・ 相続などに必要な戸籍は、提出先によって、改製前の戸籍も必要となることがあります。
- ・ 廃車手続きなどに必要な戸籍の附票は、住所の履歴によって、複数の附票が必要となることがあります。

■ 請求方法

申請書、手数料(定額小為替)、返信用封筒、申請者の本人確認書類を同封して、送付してください。詳しくは次頁をご覧ください。